

「第2期宮城県特別支援教育将来構想中間案」に対するパブリックコメント及び御意見に対する
宮城県特別支援教育将来構想審議会の考え方

報告資料 (1) -4

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
1	I-1 策定の背景 II-目標3-1インクルーシブ教育システムの推進- (1) 成果	19	○「インクルーシブ教育」＝「居住地交流」と限定的に捉えられる可能性があるので、居住地校交流以外の事例・実践例なども紹介してはどうか。	1	○ご意見を踏まえ19P II-目標3-1- (1) 成果に事例を加えました。	理解促進につながっていきます。また、児童生徒にわかりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりをモデル的に実施し、共に学ぶ仕組みづくり取組みました。
2	I-3- (1) 本県の特別支援教育を取り巻く状況-①児童生徒数の推移 IV-目標2-1- (5) 高等学校における特別支援教育の充実 IV-目標3-1- (3) 特別支援学校が地域において果たす役割の強化	26 29	○「知的発達に遅れないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒」について、義務教育現場のこととして触れていますが、後半の高等学校の特別支援教育やセンター的機能に関連してきます。後半の各項目の中での詳しい説明が必要と考えます。	1	○ご意見を踏まえ2P I-3- (1) -①児童生徒の推移に説明を追記します。	・・・小・中学校等では通常の学級に8.8%程度、高等学校では2.2%程度在籍しているとされ、・・・
3	I-3- (2) 各学校の状況-②高等学校・中等教育学校後期課程	7	○「令和4年度は特別支援学級卒業生の25%に当たる107人が高等学校等へ進学」の文には、知的障害学級も含みますか？もう少し説明が必要と考えます。また、担当教員の専門性はもちろんですが、高等学校現場では校内体制や各教科教員の理解が課題ではないか。	1	○障害種別を明記すると少ない障害においては、個人の特定につながる可能性があるため、この表記としています。 学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導等を組織的に行うことをIV-目標2-1-(5)に明示しています。また、全ての教員に特別支援教育に関する専門性が求められることから、そのための研修等に取り組んでいきます。	
4	I-3- (2) 各学校の状況 - ④就学前から学校卒業後まで	10	○通級指導の内容ももう少し具体例など説明があるとわかりやすい。	1	○通級については、2Pにご意見を踏まえ注釈を追記します。	大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態
5	II-目標I-1乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実- (1) 成果	11	○「就学前からつくる個別の教育支援計画～つなぐための作り方と使い方～」研修の参加者691名は、教職員だけでしょうか？保護者は？	1	○参加対象者は、幼児教育施設、小学校及び義務教育学校、特別支援学校の教職員としております。	

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
6	II-目標I-2特別支援学校における進路学習の充実-(1)成果	11	○文構成では、後半の聴覚支援学校の普通科設置が文脈からの繋がりがわかりにくい。	1	○ご意見を踏まえ、11P II-目標I-2- (1) 成果を修正します。	また、大学への進学など多様化する進路を見据え、聴覚支援学校の学科改編を行い、令和6年度に普通科を設置しています。
7	II-目標I-2特別支援学校における進路学習の充実-(2)課題	12	○キャリアパスポートは厚生労働省先行でスタートした経緯があり、特に中学校では十分に活用されていない現実があります。特に、支援学校高等部や高等学園での一般就労の主体となる中学校から引き継がれていない現実があるので現状のままでは限定的な表記になるのではないか。今後、確実に引き継げる工夫が必要。 (例；入学時の引き継ぎ資料に入れるなど)	1	○ご意見を踏まえ、12P II-目標I-2- (2) 課題に説明を追記します。	育成することも求められます。特に、中学校から次の段階の学校へのキャリア・パスポートの引継ぎが必要です。 今後は、 . . .
8	II-目標I-2特別支援学校における進路学習の充実-(1)成果	11 12	○11、12P進路学習と進路指導・支援が混ざった内容になっている。かかわっていることは間違いないのですが . . .	1	○進路学習の充実としていることから、学習の充実を図るために進路指導・支援も必要であることから、このような内容としています。	
9	II-目標I-2特別支援学校における進路学習の充実-(1)成果、(2)課題	11 12	○「マッチング」は大切な視点です。産業の誘致・発達に合わせた内容は高校の産業教育的進路指導の視点かと感じた。(聴覚支援の一部生徒に合うかも知れませんが。企業誘致の件は白紙になっています。)	1	○準ずる教育を行っている支援学校もあり、このような内容としています。 なお、ご意見を踏まえ、12P II-目標I-2- (2) 課題を修正します。	. . . 積極的に発信し、新しい分野への就労を視野に入れた進路学習を展開することも望されます。
10	II-目標I-2特別支援学校における進路学習の充実-(1)成果	11 12	○一般就労の記載が多くた。福祉的就労の現状ももう少し取り上げていただき、その中で、福祉から一般就労への動きもあると理解が進むと感じた。	1	○ご意見として伺います。	
11	II-目標I-3特別支援学校における就業定着の支援- (1) 成果	12	○一般就労ありきでなく、進路決定までのスピード感も一人一人違い、選択・決定時のタイミングの問題もある。「一人一人に合った」進路指導が求められる。よって、社会情勢ありきではなく、一人一人の取り組みがあつての進路決定までの流れをご理解いただいた上で、「定着支援」の段に入るとよい。「定着支援」だけが特に取り上げられたので。	1	○ご意見を踏まえ、13P II-目標I-3- (2) 課題を修正します。	必要になっています。 また、就業定着には一人一人の特性に合った進路指導のほか、就業と生活に係る支援充実のため、 . . .
12	II-目標I-3特別支援学校における就業定着の支援- (2) 課題	13	○定着しない原因には自己理解不足や家庭の非協力、生活の乱れの方が修復できない事例です。在学中からの家庭との連携や十分な自己理解、学校と会社の違い等の理解を深めていくような指導支援が必要と考える。	1	○社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することをIV-目標I-2- (3) に明示(25P)し、取り組んでまいります。	

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
13	II-目標3-1インクルーシブ教育システムの推進-(1)成果	19	○居住地校学習の打診の段階でインクルーシブの意義を理解せず、寧ろ阻む特別支援コーディネーターが散見されます。理解啓発の前段階でつまづいている小・中学校への集中した支援の仕組みが必要である。	1	○学校全体で特別支援教育に取り組む観点から、管理職を対象とした研修機会や内容の充実など、特別支援教育を組織的・実践的に推進することをIV-目標2-2-(3)に明示(28P)しています。また、幼児児童生徒に対し、適切な支援を継続的に行うために重要な役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の一層の充実を図ることをIV-目標2-2-(3)に明示(28P)し取り組んでまいります。	
14	IV-目標I-1- (1)乳幼児期の連携	23	○早期相談・療育は第一だが、理解啓発・(中学校～)高校教育との連携が重要。高等学校の通級や受け入れ(～今後の見通しや目標も)など詳しく紹介する必要がある。	1	○特別な支援を必要とする児童生徒が受けている学習指導の内容等を個別の教育支援計画を活用して引継ぎ、適切な指導につなげることをIV-目標I-1-(3)に明示(24P)しています。なお、通級については注釈(2P)を記載しています。	
15	IV-目標I-1-(2)就学前(幼稚園・保育所等)の連携	23	○療育先である民間の児童発達支援との連携も含めることを検討されたい。児童発達支援の職員は、本人の課題や必要な支援が障害特性に起因しているかの見極めが的確。	1	○幼稚園・保育所等が適切な支援を継続的に行えるよう、関係機関との連携等を働きかけることとしており、関係機関は支援の内容等によりその都度検討され、民間の児童発達支援機関も含まれるものと考えますので、限定しないよう、関係機関とします。	
16	IV-目標I-1-(2)就学前(幼稚園・保育所等)の連携	23	○幼稚園・保育所など、自我が芽生えるこの時期の教育は無意識下での感情が成長する大事な時期だと思う教職員の資質向上がなされることを切に祈る。	1	○全ての教職員には、特別支援教育に関する専門性のほか、合理的配慮に対する理解が求められることから、研修等による人材育成に努めることをIV-目標2-2-(1)に明示(27P)し、取り組んでまいります。	
17	IV-目標I-1- (3)就学中の連携	24	○「保護者や身近な教員以外の大とのコミュニケーション」「自己肯定感を高める経験」については、将来教員や福祉系の仕事に就きたい学生に関わってもらうのもいい。	1	○今後の、議論の参考とさせていただきます。	
18	IV-目標I-2- (1)生涯学習の推進のための取組の充実	24	○具体的なアイデアとして、学校で所属できるクラブ活動の枠を拡げたり(カラオケ部、パラスポーツ部など)、地域のごみ拾いや資源回収などのボランティア活動に参加したり、余暇活動や誰かの助けになる喜びを経験し、卒業後の将来に繋げてほしい。	1	○今後の、議論の参考とさせていただきます。	

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
19	IV-目標2-1-（1）特別支援学校における教育環境の整備	25	○高等部の増設は必要。特に若林区には高等部がなく、通学が大変である。若林区に新設校設置が望まれる。	1	○狭隘化の解消を図るため、県有財産や統廃合により使用が見込まれない小・中・高等学校の校舎、余裕教室などを活用した分校設置等の教育環境整備を進めることをIV-目標2-1-（1）に明示（25P）し、その議論の中の参考とさせていただきます。	
20	IV-目標2-1-（1）特別支援学校における教育環境の整備	25	○仙台市南東部（若林地区）には支援学校がない。この地区の児童生徒は北部の小松島支援学校に通っている。この地区に知的支援学校を開校することでバランスが良好なものとなる。この地区に新たな知的支援学校の開校を求める。 ○古川支援学校の過大・過密が著しく、隣接する旧志田小学校の利用が進められているが、学区が大変広いため、長距離・長時間通学は解消されない。古川支援学校は建替えて欲しいが、同校を中心に、東部と北西部に分校を開校し、児童生徒が適正な時間で通学できるようにしてほしい。	2	○狭隘化の解消を図るため、県有財産や統廃合により使用が見込まれない小・中・高等学校の校舎、余裕教室などを活用した分校設置等の教育環境整備を進めることをIV-目標2-1-（1）に明示（25P）し、その議論の中の参考とさせていただきます。 ○古川支援学校については、国の設置基準に適合した狭隘化への対応が必要であり、旧志田小学校を活用した学習環境の整備を優先しているところです。また、狭隘化への対応も含めて、今後老朽化対策を実施する予定です。今後の議論の中の参考とさせていただきます。	
21	IV-目標2-1-（1）県立特別支援学校における教育環境の整備	25	○世界的な流れは「居場所を分けない」こと。支援学校の増設は真逆の施策である。狭隘化の解消であれば、地域の支援級で特別支援学校と同等の教育が受けられるよう仕組みを変える。 ○増設は圧倒的に数が足りておらず専門性の高い支援を必要とする聴覚、視覚支援学校を増やすのが急務である。「複数の障害種部門の併置・併設」には賛成です。とにかく分けることではなく併せることが今の社会に必要だと感じる。	2	○文部科学省では、障害のある子供とない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を継続していくこととしています。県においても、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備が必要と考えています。 今後の議論の参考とさせていただきます。 ○聴覚、視覚支援学校については、老朽化に伴い、聴覚支援学校は今後改築することとし、視覚支援学校は既に着工しているところです。 視覚支援学校については1校、聴覚支援学校は本校・分校の2校の設置ですが、地域の弱視・難聴特別支援学級等で学ぶ児童生徒等への訪問等による支援、幼稚園・保育所等への早期教育相談対応などにより、一人一人のニーズに応じた対応を引き続き行なっていきます。	

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
22	IV-目標2-1- (1) 特別支援学校における教育環境の整備	25	○設置基準の必要面積に達していない状況を速やかに解消する必要がある。若林区へ知的障害支援学校の新設を進めるべきである。 ○「余裕教室の活用」によらない「狭隘化対策」を求めたい。原則として独立した支援学校を新設する方向を強く求めます。	2	○狭隘化の解消を図るため、県有財産や統廃合により使用が見込まれない小・中・高等学校の校舎、余裕教室などを活用した分校設置を含めた教育環境整備を進めることをIV-目標2-1- (1) に明示（25P）し、その議論の中の参考とさせていただきます。	
23	IV-目標2-1- (1) 特別支援学校における教育環境の整備	25	○設置基準の必要面積に達していない状況を速やかに解消する必要がある。若林区へ知的障害支援学校の新設を進めるべき。 ○「余裕教室の活用」によらない「狭隘化対策」を求めたい。原則として独立した支援学校を新設する方向を強く求めます。	2	○狭隘化の解消を図るため、県有財産や統廃合により使用が見込まれない小・中・高等学校の校舎、余裕教室などを活用した分校設置を含めた教育環境整備を進めることをIV-目標2-1- (1) に明示（25P）し、その議論の中の参考とさせていただきます。	
24	IV-目標2-1- (1) 特別支援学校における教育環境の整備	25	○設置基準の必要面積に達していない状況を速やかに解消する必要がある。若林区へ知的障害支援学校の新設を進めるべき。 ○「余裕教室の活用」によらない「狭隘化対策」を求めたい。原則として独立した支援学校を新設する方向を強く求めます。	2	○狭隘化の解消を図るため、県有財産や統廃合により使用が見込まれない小・中・高等学校の校舎、余裕教室などを活用した分校設置を含めた教育環境整備を進めることをIV-目標2-1- (1) に明示（25P）し、その議論の中の参考とさせていただきます。	
25	IV-目標2-1- (2) 学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実	25	○25P1-(2) 「学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実」の中に、支援学校から地域の支援級/通常級への転校についても本人の意向に沿う、と明言いただけたら嬉しい。自分たちには選択する権利があること、そして支援学校以外にも居場所が選べることを知ることで安心する当事者家族が多くいると思います。	1	○就学先決定の在り方や学びの場の柔軟な変更については、県が作成している就学支援の手引きに明示しているところです。引き続き周知に取り組むとともに、今後の議論の参考とさせていただきます。	
26	IV-目標2-1- (2) 学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実	25	○中学から高校への進学の際にどのような選択肢（どのような学校があるか）があるかと、その先の就労についての相談の場が地域にあることの周知。もっと気軽に相談できると良い。	1	○高等学園等の合同説明会の実施とともに、生徒及び進学担当教員に対するウェブページ等を活用した情報発信に努めるをIV-目標2-1- (2) に明示（25P）しています。また、特別支援学校においては、児童生徒や保護者への相談及び情報提供に対応しています。	
27	IV-目標2-1- (3) I C T利活用等による特別支援教育の質の向上	25	○肢体障害系（肢体不自由、視覚、聴覚等）の記載が I C T関係以外ない。支援学校や一般校での受け入れ状況などを踏まえて記載が必要。	1	○IV-目標1-2- (3) 卒業後の可能性を広げるための支援（25P）、IV-目標2-1- (4) (5) における通常学級、通級による指導や特別支援学級に係る取り組みなど（26P）、障害種別は限定していませんが、全体として取り組むこととしています。	

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
28	IV-目標2-1-（4）小・中学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の学びの充実 IV-目標2-1-（5）高等学校等における特別支援教育の充実	26	○発達障害のこどもが増えており、健常者と障害の境界線の子どもの支援がなく、大人になってからの問題がある。それを緩和するための通常の学校と支援学校の間の学校が必要。境界線の子どもの支援や教育に力を入れて欲しい。	1	○IV-目標2-1多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現（25P）として、小・中学校、高等学校における通級（通常の学級での学習のほか、それとは別に特別の指導を受けるもの）による指導において、個に応じた指導等を行うことをIV-目標2-1-(4)・(5)に明示（26P）しています。 今後の議論の参考とさせていただきます。	
29	IV-目標2-1-（4）小・中学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の学びの充実 IV目標2-1-（5）高等学校等における特別支援教育の充実	26	○特別支援学級に該当しない境界線あたりの児童生徒をどう救うか考えて欲しい。	1	○小・中学校においては、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることを踏まえ、合理的配慮の提供や担任と特別支援教育コーディネーターの連携による支援など、児童生徒の教育的ニーズに応じた必要な支援を行うこととし、IV-目標2-1-（4）に明示（26P）しています。 高等学校においても、特別な配慮や支援を必要とする生徒が在籍していることを前提に、学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的に行うこととし、IV-目標2-1-（5）に明示（27P）しています。 ご意見につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。	
30	IV-目標2-1-（4）小・中学校等における特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の学びの充実 IV-目標2-1-（5）高等学校等における特別支援教育の充実	26	○支援学校と支援級の間の学校がほしいです。	1	○多様な学びの場として、小・中学校においては、通級による指導の実施や特別支援学級が設置され、また、特別支援学校を設置し、誰一人取り残さない学校づくりに取組んでいるところです。 今後の議論の参考とさせていただきます。	
31	IV-目標2-1-（5）高等学校等における特別支援教育の充実	26	○視覚障害が原因で高校受験が不合格となった生徒がいると聞く。学校生活は学習教育を受けるのはもちろん、集団だからこそ学べることも多いと思うので、少人数の視覚支援学校に進学するか、普通学校に進学するのか選択の自由はあってほしい。	1	○特別な配慮や支援を必要とする生徒に対しては、校長のリーダーシップのもと合理的配慮の提供を行うことをIV-目標2-1-（5）に明示（26P）していますが、今後の議論の中の参考とさせていただきます。	
32	IV-目標2-1-（6）安全・安心な医療的ケア等の実施体制の整備	27	○医療的ケアの必要な児童生徒への支援は、肢体不自由児校か、病弱校が担うのがふさわしいのではないか。仙台市内及び県の北部地域に、肢体不自由支援学校新設の必要性を明記すべきである。	1	○医療的ケアが必要な児童生徒の主障害や一人一人の状況に応じ就学先が決定されており、知的障害支援学校での就学に当たっても、医療的ケアを行う看護師を配置し対応していますが、今後の議論の中の参考とさせていただきます。	

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
33	IV-目標2-1- (6) 安全・安心な医療的ケア等の実施体制の整備	27	○医療的ケアの必要な児童生徒への支援は、肢体不自由児校か、病弱校が担うのがふさわしいのではないか。仙台市内及び県の北部地域に、肢体不自由支援学校新設の必要性を明記すべきである。	1	○医療的ケアが必要な児童生徒の主障害や一人一人の状況に応じ就学先が決定されており、知的障害支援学校での就学に当たっても、医療的ケアを行う看護師を配置し対応していますが、今後の議論の中の参考とさせていただきます。	
34	IV-目標2-1- (6) 安全・安心な医療的ケア等の実施体制の整備	27	○医療的ケアの必要な児童生徒への支援は、肢体不自由児校か、病弱校が担うのがふさわしいのではないか。仙台市内及び県の北部地域に、肢体不自由支援学校新設の必要性を明記すべきである。	1	○医療的ケアが必要な児童生徒の主障害や一人一人の状況に応じ就学先が決定されており、知的障害支援学校での就学に当たっても、医療的ケアを行う看護師を配置し対応していますが、今後の議論の中の参考とさせていただきます。	
35	IV-目標2-1- (6) 安全・安心な医療的ケア等の実施体制の整備	27	○医ケアが必要な児童生徒は、修学旅行への同行が難しいと聞きます。看護職員の知識、技術の向上はもちろん、勤務体制や処遇の見直しを行い、誰もが参加できる修学旅行にしてほしいと思います。（本人だけでなく、周りの友達や先生も一緒に楽しみたいと思っています。）	1	○医療的ケアを必要とする児童生徒に対する通学支援や指導的な役割を担う看護職員の養成など、今後さらに医療的ケアを行う体制の充実が図れるよう検討を進めることとしており、その際の参考とさせていただきます。	
36	IV-目標2-2学習の質を高めるための教員の専門性向上	27	○「学習の質を高めるための教員の専門性向上」については、教員に求められることが多岐にわたり疲弊しないよう、過度に強化しなくていいのではと考える。 障害種別ごとの特性やケアが必要な子の医学的視点など、基本的な理解で充分な気がします。生徒や保護者はお客様ではありません。最低限の知識と配慮でよい。 もっと必要なことは、どんな特性があっても存在が肯定されるような環境、対等な関係（障害があるのはかわいそうでも、劣っているわけでもない）、すべての教員が生徒との関りを楽しめることができるようになれば、本人たちは自信をもって社会に出て行けると思う。 知的障害を持つ子供たちは特に、学力ではなく人間力が必要です。 人間力は家庭で努力しても身につきません。教員に肯定されながらお友達に揉まれ、学校という小社会で経験を重ねながら鍛えていけたらと、個人的には願っています。	1	○特別支援教育の基礎的な知識、合理的配慮等に関する知識は特別支援教育を進める上では必要であり、そのためには実施される研修に参加できるよう、バックアップ体制を整備することをIV-目標2-2- (4) に明示（28P）しています。 人間性については、障害種別に関わらず、教育課程や教員等とのかかわりの中で育まれていくこととなります。自己肯定感を高める経験となる職業体験等の機会確保をIV-目標1-1- (3)（24P）に、将来の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成をIV-目標1-2- (3) に明示（25P）しています。 今後の議論の中の参考とさせていただきます。	

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
37	IV-目標2-2- (1) 全ての教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮等に関する理解の促進	27	○自閉・情緒障害学級に準じる教育の児童が増えている。そのような児童への、次のことにに関しての配慮が見落とされている。 【複数学年の児童が在籍する中での教科書に準じての学習の実施、中学進学後の教科担任制に伴う個別支援を受けずらい現状、療育手帳不交付での普通高校受験の可能性、就労への不安など】	1	○配慮については、個別の教育支援計画を作成し、校内で共有・活用しているとともに、次の段階の学校へ引継ぎ、各学校における適切な指導の充実につなげることをIV-目標I-1- (3)に明示（24P）しています。また、受験・就労については、特別支援学校に相談することができます。 ご意見につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。	
38	IV-目標2-2- (2) 特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積	27	○特別支援学級に該当しない境界線あたりの生徒が高校入学後にやめたり不登校になる。保護者支援や就労支援に力を入れて欲しい。	1	○特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画を活用した関係機関と連携した本人やその保護者への情報提供や支援、キャリア教育の充実への取組についてIV-目標I-1- (3)に明示（24P）しています。 ご意見につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。	
39	IV-目標2-2-(2)特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積	27	○校内人事なので仕方ないことかもしれません、人材不足のため支援学級には精神科に通院している人や指導力に問題がある人、通常学級に適応できない人が担当されます。現場での先生方は、子どもより自分の体調管理でいっぱいになっています。支援学級には、担当できる人材を配置していただきたいです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">なお、県教育委員会では「みやぎの教員に求められる資質能力」の中で、特別支援教育に関する知見を全ての教員に求めているほか、これに加え校長等には学校運営・人材育成能力等を求め、学校運営等に当たることとしています。</div>	1	○特別支援学級の担当教員には、障害の特性等に応じた指導方法等の専門性が求められることから、研修機会や内容の充実等を図り、専門性の向上を図ることをIV-目標2-2- (2) に明示（27P）しています。また、IV-目標2-2- (3)（28P）に管理職を対象とした研修機会の充実など、特別支援教育を組織的・実践的に推進することとしています。 <div style="color: red; border: 1px solid red; padding: 2px; margin-left: 10px;">なお、県教育委員会では「みやぎの教員に求められる資質能力」の中で、特別支援教育に関する知見を全ての教員に求めています。これに加え、校長等には学校経営能力・人材育成能力等を求め、それを踏まえて校長等は学校運営に当たっています。</div> ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	
40	IV-目標2-2学習の質を高めるための教育の専門性向上	27	○教員の専門性の向上といつても、実際教育を受ける側に変化がなければ意味がないと思う。「合理的配慮」というのが非常にあいまいで、認識違いがあつてはよくないため、成果を可視化・数値化してほしい。	1	○ 認識に違いが生じないよう、合理的な配慮の検討に当たっては保護者、学校等により行うとともに、児童生徒本人の参画を促し、自ら選択する力と自ら意思を表明する力を育成することを目指I-2-(3)就学中の連携に明示（24P）しております。今後の議論の参考とさせていただきます。	

番号	項目	頁	ご意見の概要	件数	審議会の考え方	将来構想の修正内容
41	IV-目標2-2- (3) 職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の資質能力の向上	28	○「国立特別支援教育総合研究所等の研修へ教員を派遣するなど、特別支援教育に高い専門性を有する人材の育成」と16Pのように約2割が「新担当者」であることから、特総研研修者がブロック・エリアのリーダーとして伝達研修するシステムはいかがか?	1	○今後の議論の参考とさせていただきます。	
42	その他		○今の支援学校には不登校の指導は全くありません。障害児でも不登校になる。不登校の対策を家庭がするしかないのはあってはいけない。不登校支援は家族任せの状態です。このことをどのように考えるか。	1	○県では、学校に通えていない児童生徒を支援するためのガイドラインを定め、支援学校においてもガイドラインに基づいた対応に努めています。また、中間案においては、特別支援学校では一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導が求められるため、教員の専門性向上のための研修機会や内容の充実、校内支援体制の整備についてIV-目標2-2- (2) に明示(27P)しています。 今後の議論の参考とさせていただきます。	
43	その他		○学校の授業：タブレットやパソコンの授業をたくさんしてほしい ○学校生活：集団生活で人間関係を学んでほしい。	2	○ICT機器の日常的な活用により効果的な指導 ○支援ができるよう取組むこととしており、IV-目標2-1- (3) に明示(25P)しています。 ○特別支援学校では、多くの児童生徒が在籍し、その中で児童生徒同士や教員等との人間関係構築に配慮しているところですが。今後の参考とさせていただきます。	
44	用語修正	11 19 21	・用語補足 ○11P就労・生活支援センター→就業・生活支援センター ○19Pコミュニティ・スクール・・・具体的な学校実践例を挙げるとわかりやすいです。今後の発展や変更の可能性があるので注釈20での表記で。 ○21P「宮城県障害者雇用支援のつどい」は宮城県主催なので、誤りではないですが雇用対策課が主管。将来構想に記載するのであれば、宮城県教育委員会も共催併記した方が先生方も参加しやすくなります。	3	・用語補足 ○障害者就業・生活支援センターに訂正します。(11P、12P) ○ご意見として伺います。 ○「宮城県障害者雇用支援のつどい」の共催併記については、今後の議論の中の参考とさせていただきます。	○就労・生活支援センターを障害者就業・生活支援センターに修正